

咨達すべし。此れが為に備由して貴司に移咨す。煩<sup>ね</sup>為<sup>が</sup>わくは査照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

嘉慶十四年（一八〇九）

注（一）知会 通知する。

（二）中山府知府 十四世紀末ごろ、沖縄本島（琉球国）には三勢力があり、中部の中山王、北部の山北王、南部の山南王として明朝との朝貢関係にあった。琉球国は『中山世譜』によれば一四二九年に中山王によって統一されたが、対外的に琉球国中山王の称号をとりつづけた。ここでの「中山府」は首里王府と同義。知府は中国清の職制で府の知事、府の行政をつかさどる長官だが、ここでは首里王府の長官の意か。

（三）山南地方 中山・北山（山北）・南山（山南）と沖縄本島を三分した際の名称の一つ。ほぼ沖縄本島南部地域。

（四）久高地方 沖縄本島南部知念村の東方、約五、五キロメートルの太平洋上に位置する小島。

（五）通州 江蘇省南通県。清代に直隸州となった、要衝の地。

（六）山東青口 現在の江蘇省連雲江市にある青口鎮。かつては山東省の管轄下にあった。

（七）正堂 長官。

（八）吳淞口 港の名。今の上海市宝山県の東、黄浦・吳淞両江が合流して長江に入る入口に位置し、上海の咽喉に当る。

（九）奥武港 沖縄本島の南海岸から一五〇メートル離れた奥武島あたりをさすか。現在の南城市玉城に属する。

（一〇）護照 旅行用の身分証明書、通行証。

2-107-07

国王尚灝の、冊封謝恩使の迎接のため存留通事魏亮等に付した執照（嘉慶十四（一八〇九））

琉球国中山王尚（灝）、勅書を恭迎し、併びに国使を接回せんが事の為にす。

照得したるに、嘉慶十三年、業に皇上の隆恩を蒙り、天使を差<sup>わ</sup>わして本国に按臨し、詔勅を宣読し、王爵を授封せらるるを賜る。業に正使法司王舅毛光国・副使紫金大夫鄭章觀・使者毛維新・都通事鄭嘉訓等を遣わし、表章・礼物を齎捧し、官伴を率領して海船一隻に坐駕して閩に来たる。業経に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴きて天恩に叩謝して案に在り。

茲に査するに、遣わす所の謝恩の使臣は、例として応に来夏に勅を捧じて帰国すべし。此れが為に特に都通事鄭文洙等を遣わし、稍役共に八十六員名を率領し、海船一隻に坐駕し、前みて福建に來り、恭しく皇上の勅書及び欽賜の物件及び京回の使臣毛光国・鄭章觀等を接<sup>う</sup>らしめんとす。

但だ差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して使ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給發し、以て通行するに便ならしむべし。今、王府、札字第一百九十四号の半印勘合の執照一道を給し、存留通事魏亮等に附し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便

に放行し、留難して遅慢するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 鄭文洙 跟伴四名

在船使者二員 <sup>(2)</sup>馬国材 跟伴八名  
<sup>(3)</sup>向永盛

存留通事一員 魏亮 <sup>(4)</sup> 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 王宏業 <sup>(5)</sup> 慶賜福 <sup>(6)</sup>

水梢共に六十二名

右、執照は存留通事魏亮等に付し、此れを准けしむ

嘉慶十四年（一八〇九）

注 (1) 隆恩 皇帝の大いなる恩恵。

(2) 馬国材 嘉慶十四年冊封謝恩使の迎接の在船使者。『宝案』では嘉慶十年の在船使者（卷九九）として名がみえる。

(3) 向永盛 嘉慶十四年冊封謝恩使の迎接の在船使者。『宝案』では嘉慶十九年の在船使者（卷一一六）として名がみえる。

(4) 魏亮 嘉慶十四年冊封謝恩使の迎接の存留通事。

(5) 王宏業 嘉慶十四年冊封謝恩使の迎接の管船夥長。

(6) 慶賜福 嘉慶十四年冊封謝恩使の迎接の管船直庫。『宝案』では嘉慶九年・十一年・十三年の管船直庫（卷九九・一〇一・一〇四）として名がみえる。

2-107-08

国王尚灝より福建布政使司あて、中国の難民愈富南等の救助・送還について知らせる咨（嘉慶十四（一八〇九）〇、〇、〇）

琉球国中山王尚（灝）、欽遵して旨を奉じて、難人を解送せんが事の為にす。

嘉慶十四年四月初八日、本国轄属の徳之島地方の官の報に拠るに称すらく、本年三月初一日、海船一隻、風を被りて、本島東間切洋面に飄至す。即ちに詢ねるに、難人愈富南等の口称に拠るに、南等は江南蘇州府鎮洋県の商人に係る。通船の人数は共計十七名、上年八月十七日に上洋出口して風を等ち、九月十一日に開船す。十月初一日、関東貔子窩<sup>(5)</sup>に到り、永豊店に在りて貿易す。恒昌号に高糧五百八十石を装載し、十月二十六日貔子窩を放洋するに、意わざりき、二十八日、天、大風を降し、大洋に飄流す。

直ちに十一月初八日に至りて、又、西北の大風大いに作る有りて、湧浪滔天す。只だ看る、銀濤の捲ること雪のごとく、雪浪の翻ること銀のごとし。湍は転ずること則ち日月の驚きが似く、浪の動くこと則ち星河を覆うが如し。各人口口声声に菩薩を求めも奈んともする無し。大桅を砍断せられ、上面の高糧を丟去し、舵身は打壊せられ、船桅を把して大桅と做し、風に随いて飄流す。直ちに十二月初九日に至りて、又、大風有り。二桅連篷